

## 議案第2号

### 副首都推進局の職員の給与の取扱いに関する条例案

大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）第1条に規定する副首都推進局の職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の13において準用する同法第252条の9第3項第2号の方法による選任時に職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号。以下「府給与条例」という。）の適用を受ける大阪府の職員である者に限る。以下「特定職員」という。）の給与の額については、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）その他本市の職員に適用のある給与に関する条例、規則その他の規程の規定にかかわらず、当該特定職員が引き続き府給与条例の適用を受けるものとみなして府給与条例その他大阪府の職員に適用のある給与に関する条例、規則その他の規程の規定の例により算定する。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 説 明

副首都推進局の職員の給与の取扱いを定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。